

平成30年4月27日

在留邦人の皆様へ

在リトアニア日本国大使館より

海外に在留する邦人の子女に対するいじめ相談窓口について

今般、文部科学省より外務省に対し、下記のとおり海外子女教育振興財団に在留邦人子女に対するいじめ相談窓口を設置した旨の連絡がありましたところお知らせいたします。

記

国内の学校においては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、各学校へいじめ防止に関する措置等を求めているところですが、このたび改めて在外教育施設に対して、本法律等を周知したところです。

これを受けて、海外に在留する邦人の子女への教育振興を目的とする公益財団法人海外子女教育振興財団においては、従来から海外子女教育専門の教育相談員による教育相談を実施しておりましたが、この中で、いじめ相談についても対応することとなったところです。

つきましては、各在外公館HPへの掲載や在留邦人へのメール配信等により周知をさせていただきます。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<いじめ相談窓口>

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム

○TEL : +81-3-4330-1352

受付時間：月～金曜 10時～16時（日本時間）

○メールアドレス：sodanjigyo@joes.or.jp

受付時間：随時

【参考】公益財団法人 海外子女教育振興財団とは

海外に勤務する邦人の子女および海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もって我が国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的とする（昭和46年設立）。

<http://www.joes.or.jp/cms/joes/pdf/kaiin/jigyo.pdf>